

令和7年度奈良地方最低賃金審議会

第1回 奈良県最低賃金専門部会 議事録

開催日時：令和7年7月29日（火曜日）

午後3時00分～

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

1. 出席者

公益代表委員 熊谷礼子、下山 朗、坪田園子

労働者代表委員 河本章吾、北尾 亮、本村秀史

使用者代表委員 上村賢司、当麻和重、西田雅彦

事務局 米村労働基準部長、中村賃金室長、松川賃金室長補佐
竿谷賃金調査員

2 審議事項

(1) 奈良県最低賃金専門部会 部会長及び部会長代理の選出について

(2) 専門部会の進め方について

(3) 専門部会の審議日程について

(4) 関連資料について

(5) 令和7年度 最低賃金に関する基礎調査結果について

(6) その他

3 主要経過・審議結果

【松川室長補佐】

それでは、少し時間早いですが、皆様全員お揃いですので、ただ今から第1回奈良県最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

本日の審議会は、「公開」として開始します。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、全員出席されておりますので、最低賃金審議会令の規定による定足数は満たされておりますことをご報告させていただきます。

【中村室長】

皆様には、今年度の奈良県最低賃金専門部会の委員といたしまして、令和7年7月28日付で、奈良労働局長から任命させていただきました。

お手元に辞令を置かせていただいておりますので、ご確認ください。

本日は、第1回目の専門部会となりますので、このあと部会長及び部会長代理を選出するまでの間、議事の進行につきましては、慣行として、事務局で担当させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは議事に先立ちまして、労働基準部長の米村（よねむら）からご挨拶を申し上げます。

【米村労働基準部長】

今年度から奈良労働局の労働基準部長をしております米村でございます。

先日開催されました第1回本審は、業務の都合によりやむを得ず欠席させていただくこととなり、大変失礼いたしました。

改めまして、よろしくお願ひ申し上げます。

本日の第1回専門部会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、奈良県最低賃金専門部会の委員をお引き受けいただき、また、本日はご多用のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

去る7月11日の本審におきまして、奈良労働局長から、奈良地方最低賃金審議会の下山会長あてに「奈良県最低賃金の改正決定」について諮問をさせていただいたところです。

皆様には、今後「中央最低賃金審議会」から示されます「最低賃金改定の目安」を参考にしつつ、県内の実情はもちろんのこと、資源・エネルギー価格の高騰、円安等による物価上昇等による県内経済や県内中小企業・小規模事業場への影響のほか、閣議決定において求められている地域間格差是正への配意なども踏まえた上で、法定3要素のデータに基づく真摯なご審議を行っていただきますようお願いいたします。

各委員の皆様には、暑い中、そして、大変ご多用の中お時間を頂戴することとなり誠に恐縮ではございますが、円滑なご審議のほど、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願ひいたします。

【中村室長】

それでは続きまして、奈良県最低賃金専門部会委員をご紹介します。

着座にて失礼いたします。

お手元の資料No.1 「奈良地方最低賃金審議会 専門部会委員名簿」をご覧ください。
名簿を読み上げさせていただき、ご紹介とさせていただきます。

(名簿読み上げ)

委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議題（1）「奈良地方最低賃金審議会奈良県最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選出について」に入ります。

専門部会の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する法第24条の定めるところにより、「公益を代表する委員の中から委員が選出する。」ことになっております。

ご意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(意見がないことを確認)

特にご意見が無いようでしたら、事務局からの提案といたしまして、例年、本審の会長が部会長に、そして、会長代理が部会長代理に、それぞれご就任いただいておりますので、今年度は本審の会長である下山（しもやま）委員に部会長を、会長代理の坪田（つぼた）委員に部会長代理をお願いしてはと考えておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なしとの声あり)

それでは、下山委員、坪田委員、お願ひしてもよろしいでしょうか。

【下山委員】

はい。お引き受けいたします。

【坪田委員】

お引き受けいたします。

【中村室長】

ありがとうございます。

それでは、部会長は下山委員に、部会長代理は坪田委員にお願いすることといたします。

以後の議事進行につきましては、下山部会長にお願いいたします。

【下山部会長】

はい。皆さん改めましてよろしくお願ひいたします。

下山でございます。どうぞよろしくお願ひします。

皆さんのご協力のもと「奈良県最低賃金専門部会」を円滑にと言うと円滑という言葉が適切かわかりませんけれども、真摯に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが議事を進行していきたいと思います。

まず例年どおりですね、議事録の署名人ということで運営規程第7条第1項に基づき、署名人を指名させていただきます。

署名人は、私のほかに 労働者側は、河本（かわもと）委員、 使用者側は、上村（うえむら）委員、よろしくお願ひします。

続きまして、議題（2）「専門部会の進め方について」の審議に入りたいと思います。

専門部会では、奈良県最低賃金額の審議を行います。

金額審議の進め方についてですが、例年どおり、公益委員を中心に、「公益委員と労働者側委員」「公益委員と使用者側委員」というように個別協議を交互に繰り返す個別審議で行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（意見がないことを確認）

はい。

ご意見が無いようですので、例年どおり「個別審議」にて進めさせていただきます。

その上で、この「個別審議」で行う金額審議については、各委員間の率直な意見交換が行われることが重要となります。

奈良県最低賃金専門部会運営規程の第6条第1項では、専門部会は原則「公開」となっていますが、運営規程第6条第1項但し書きには、公開することにより委員の率直な意見交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は「非公開」にすることができるとされております。

開始からここまで議事進行は、「公開」で行っていますが、委員の率直な意見交換、意思決定の中立性を確保するため、この運営規程第6条第1項但し書きを適用し、今後開催すること

となる「個別審議」については、全て「非公開」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見がないことを確認)

はい、ありがとうございます。

それでは、「個別審議」については「非公開」といたします。

また、運営規程第7条第2項により、「個別審議」の議事録についても「非公開」とします。

続きまして、議題（3）「専門部会の審議日程について」の審議に入ります。

まず、事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは、令和7年度の奈良県最低賃金専門部会の審議日程をご説明します。

机上配付しております「令和7年度 奈良地方最低賃金審議会専門部会日程(案)【7～8月(地域別最低賃金関係)】」をご覧ください。

例年、本審議会では10月1日発効が可能な日程でご審議いただいてきたところですが、今年度は中央の審議日程が例年に比べ後ろ倒しになっているため、10月1日発効が可能な審議日程を組むことが難しく、最短でも10月4日を発効日とする審議日程(案)となってございます。

具体的な日時の説明は省略させていただきますが、こちらの資料にございますとおり、本日7月29日から8月8日までの間に、予備日を含めて計5回の開催予定となっております。

委員のみなさまにおかれましては、タイトなスケジュールでのご審議となります、この(案)でご審議を進めていただきたく、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

次に、本審のスケジュールでございます。

まず、8月5日(火)午後1時15分に第2回(第514回)本審を開催し、目安伝達及び関係労使の意見聴取を行う予定です。

例年の日程では、第2回本審の後に引き続き第2回専門部会を開催しておりましたが、今年度は第2回専門部会を先行して開催し、第3回専門部会と第2回本審が同日の開催となっておりますことにご留意ください。

その後、専門部会の議論の進捗状況によりますが、8月8日(金)午後1時30分に第3回(第515回)本審を開催し、ここで、奈良県最低賃金の改正額の答申をいただければ、同日から8月25日(月)までが異議申出期間となります。

この間に異議申出がなされましたら、8月26日(火)午前10時に第4回(第516回)本審である異議審を開催してご審議いただき、そこで答申をいただけましたら、官報公示の手続きを経まして、発効日を指定しない場合には最短で10月4日(土)の発効予定となります。

以上でございます。

【下山部会長】

はい。ありがとうございます。

ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。

(意見がないことを確認)

ご意見、ご質問がないようですので、事務局（案）の日程で、今後の審議を進めて行きたいと思います。

タイトな日程ですし、事実上、第3回8月5日以降の3日でかなり決めなければいけないということですので、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

はい。続きまして、議題（4）「関連資料について」に入ります。

まず、事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは、ご説明いたします。

お配りしました資料の5頁、資料No.4から順にご覧いただきたいと思います。

資料No.4は、各種関連指標を一覧表にしたものでございます。

一番左側の表は、令和7年度版最低賃金決定要覧をもとに、事務局で取りまとめた「令和6年度 地域別最低賃金額」の一覧でございます。

その右の表は、各都道府県人事委員会がとりまとめた「2024年 1人世帯及び4人世帯の1ヶ月当たりの標準生計費」の一覧でございます。

その右の表は、総務省統計局がとりまとめた「2024年 勤労者世帯消費支出」の一覧でございます。

その右の表は、同じく総務省統計局がとりまとめた「2024年 勤労者世帯実収入」の一覧でございます。

その右の表は、内閣府経済社会総合研究所の「2021（令和3）年度 県民経済計算年報」をもとに奈良県総務部知事公室政策推進課がとりまとめた「1人当たりの年間県民所得」の一覧でございます。

その右の表は、総務省・経済産業省の「2022（令和4）年の経済構造実態調査 製造業事業所調査結果」をもとに、奈良県総務部知事公室政策推進課がとりまとめた「1事業所当たりの年間製造品出荷額等」の一覧でございます。

一番右端の表は、総務省の2020（令和2）年国勢調査報告をもとに、同じく奈良県総務部知事公室政策推進課がとりまとめた「県外就業率」の一覧でございます。

6頁の資料No.5は、近隣府県を縦軸に置き、「①地域別最低賃金」、「②標準生計費」、「③勤労

者世帯消費支出」、「④勤労者世帯実収入」、「⑤1人当たり県民所得」、「⑥1事業所当たり製造品出荷額」、「⑦企業規模が5～9人の短時間労働者の1時間当たりの所定内給与額」、「⑧企業規模計の短時間労働者の1時間当たりの所定内給与額」、「⑨県外就業率」、「⑩第1次産業」、「⑪第2次産業」、「⑫第3次産業の就業者割合」を比較した一覧でございます。

奈良県の置かれている状況が一目で分かる資料です。なお、それぞれの統計の資料出所は、各項目の下欄のとおりでございます。

7頁の資料No.6は、総務省統計局が公表しております「2020年基準消費者物価指数」で、事務局がとりまとめた「奈良市の令和7年5月分」でございます。

これは、国民の生活水準を示す指標のひとつとなっているもので、経済政策を的確に推進する上で重要な指標となっているものでございます。

8頁の資料No.7は、日本銀行調査統計局がとりまとめた「企業物価指数（2025年6月速報）」でございます。

これは、企業間で取引される商品の価格の変動を示す指数で、商品の需給動向を把握し、景気動向・金融政策の判断材料となるものでございます。

次の「第1回目安小委員会」のラベルの付いた資料、資料No.8は、本年7月11日に開催された中央最低賃金審議会「第1回目安に関する小委員会」で配布された主要統計資料でございまして、全国の統計資料、33頁からは都道府県単位の統計資料が整理されております。

48頁からは、業務統計資料として、昨年度の最低賃金審議・決定状況や過去10年間の推移が取りまとめられてございます。

次の「第2回目安小委員会」のラベルの付いた資料、資料No.9は、7月22日に開催された中央最低賃金審議会「第2回目安に関する小委員会」で配布された資料の一部でございまして、令和7年賃金改定状況調査結果、令和6年度の賃金構造基本統計調査の特別集計による賃金分布（地域別最低賃金額、未満率、影響率）や、最新の経済指標の動向などが記載されています。

ここで、「第2回目安小委員会」の資料のラベルの「2」をご覧ください。この資料は「生活保護と最低賃金」でございます。

最低賃金法第9条第3項で、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮るものとする」と規定されております。

そのため、最低賃金と生活保護費の比較の説明資料となっております。

1枚めくった2ページに「生活保護と最低賃金」と題しましたグラフがございます。

これは、都道府県別に、令和5年度と令和6年度について、改定の最低賃金と生活保護費を比較したものでございますが、奈良県を含め、全都道府県で最低賃金が生活保護費を上回っておりますことを示しております。

以上でございます。

【下山部会長】

ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はござりますか。

(意見・質問がないことを確認)

特に質問等がないようですので、次の議題に移らせていただきます。

続きまして、議題（5）「令和7年度 最低賃金に関する基礎調査結果について」に入ります。

まず、事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは、「令和7年度 最低賃金に関する基礎調査結果について」ご説明いたします。

厚生労働省では、毎年6月に「最低賃金に関する基礎調査」を実施しており、その結果を取りまとめたものが「基礎調査結果」の資料、資料No.10でございます。

これにつきまして、ご説明いたします。

基礎調査結果報告の表紙をめくりまして、1頁の「調査の概要」をご覧ください。

1 調査地域は、「奈良県全域」でございます。

2 調査事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち「製造業、情報通信業のうち新聞業、出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）」でございます。

なお、製造業及び情報通信業のうち新聞業、出版業については常用労働者100人未満を雇用している事業所とし、その他の産業については常用労働者30人未満を雇用している事業所を対象としており、一定の方法により抽出しております。

3 調査事業所に雇用される労働者は、8,205人です。

4 調査対象の給料は、本年6月分です。

5 集計事項は、奈良県全地域を対象に、規模別、男女別、年齢別、業種別、賃金階級別に集計しております。

なお、復元についてですが、集計結果の数字は、産業区分ごとに母集団の事業所数に復元した数値になっております。

例えば、ある産業の母集団が100事業所あって、そのうち調査した事業所が10事業所であった場合には、10事業所の各数値を10倍している、という意味です。

続きまして、各表、グラフについて、ご説明いたします。

3頁の「地域別最低賃金対象業種における特性値と平均値」の表は、基礎調査の結果に基

づき、「賃金分布の特性値と平均値」を整理したものでございます。

令和5年から令和7年までの3年分を掲載しています。

6つある表のうち、上の3つの表は、一般労働者とパート労働者を集計したものでございます。

その下の3つの表はパート労働者のみを集計したものでございます。

「賃金分布の特性値」に関する解説資料を、参考として4頁にお付けしておりますので、参考にしてください。

次に、5・6頁の「奈良県最低賃金（地域最賃）適用業種の実態調査結果一覧表」ですが、これは、賃金額の区分ごとに、どのくらいの労働者、これにはパートタイム労働者を含みますが、分布しているのかを示したものでございます。

賃金額の区分は、まず「975円以下」とし、次に、「976円から1,086円まで」をより正確なデータを把握するため1円刻みとし、「1,087円から1,089円まで」は調整のため3円刻みとし、「1,090円から1,199円まで」を10円刻みにしています。

そして、「1,200円から1,999円まで」を100円刻みとし、最後は、「2,000円以上」を1つにまとめています。

これらの賃金区分ごとに、右側の各欄をご覧いただきますと、当該賃金区分の金額にて賃金が支払われている労働者数が分かります。

次の7・8頁の一覧表は、今しがたご説明した内容と同じものでございますが、パートタイム労働者のみで集計したものでございます。

次の9頁から14頁のグラフは、5頁から8頁の表をグラフ化したものでございます。

次の15頁の「最低賃金基礎調査結果からみた地域別最低賃金対象業種の未満率・影響率の推移」は、過去14年間における全国と奈良県の未満率と影響率の推移でございます。

次の16頁から20頁までの「最低賃金の影響を受ける労働者の実態」は階層別に時間額1,036円から1,085円まで1円刻みで、影響を受ける労働者数とその影響率を表したものでございます。

次の21頁に「最低賃金の未満率及び影響率の算出方法について」としまして、未満率と影響率の説明をお付けいたしました。

次の22・23頁の「奈良県最低賃金（地域最賃）適用業種影響率一覧表」は、業種別に分けて、賃金階級ごとに、各賃金階級以下の累積の労働者数及び影響率を示したものでございます。

次の24・25頁の一覧表は、22・23頁と同じ内容のものをパートタイム労働者のみで集計したものでございます。

以上でございます。

【下山部会長】

ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。

はい。上村委員お願いします。

【上村委員】

失礼いたします。

最後の表の見方ですけれども、16 頁以下ですね。

1,036 円から 1 円刻みでの影響率は書かれてありますが、この表は、パートとかはこの区分表の中には無くて、今最後にご説明いただきました 24, 25 がパートのみを抽出した影響率の表ということでおろしいでしょうか。

【中村室長】

はい。お答えします。

上村委員からご質問いただきましたのは、おっしゃる通りでございます。

【上村委員】

はい。

それで表の見方ですけれども、24 頁の下の仮に数字を見るならば、1,057 円になると産業計での影響率が、これは復元しているからでしょうけど 59.6% の影響率になるという理解で良いのでしょうか、ざっくりと。

【中村室長】

基本的にはそうなりますけれども、1,057 円になりますと 1,056 円のところの数字が影響率となります。

【上村委員】

この場合は階層があるからでしょうけど、正しくは、1 つ手前のところを読むということですね。

でもこの表を見れば、56.9% の影響率という理解で、パートさんのみを抽出した 1,057 円になった時の影響率は表の見方として、59.6%、約 60% の影響率というざっくりの理解で間違はないでしょうか。

【中村室長】

失礼いたしました。

すみません、訂正させていただきます。

先ほど、1つ手前の賃金額のところが影響率というふうにご説明いたしましたけれども、最初上村委員がおっしゃられましたとおり、そこの該当金額のところが、影響率ということになります。

【上村委員】

24頁の下段の1,057円から1,057円としたら、影響率は59.6%という理解で。

【中村室長】

24頁であれば、1,000円のところをご覧いただけたらわかりやすいと思いますけれども、999円のところでは、17.6%、1,000円のところでは、37.8%となっておりますので、1,000円まで上げると・・・違いますね。

影響率ということは、1,000円の人は影響を受けないので、1つ手前ですね。

【下山部会長】

1,001円に上がったらね・・・

【中村室長】

1,001円に上がると、この1,000円のところが影響してきますので、私が1番初めに説明させていただいた説明が正しいものでございます。

すみません。

【上村委員】

いえ。

再度の確認ですが、1,057円も1,056円もまあほぼ59.6%で変わっていないということで、この辺りの賃金になれば、およそ60%の影響率になるというざっくりの理解で間違いはないでしょうか。

【中村室長】

それに関してはおっしゃるとおりでございます。

【上村委員】

再度確認ですが、パートさんが1,057円になったら60%の影響率になるということ、凄い数

字だなということを単純にこの表を見て感じたからご質問させていただいた次第でございます。

ありがとうございます。失礼いたしました。

【下山部会長】

上村委員、ありがとうございました。

結構、毎年細かい数字を今のうちに確認していきたいところがあると思います。

すみません、私から 1 点、確認して良いですか。

室長、答えられなかつたら答えられないで構わないですけれども、ちょっと待ってくださいね。

基礎調査結果の前の方です。

基礎調査結果の 3 頁、「地域別最低賃金対象業種における特性値と平均値」という縦の A4 の表のパートになりますけれども、パート労働者のみでも上の方でもいいのですけど、上の通常労働者のみの方にしますと第 1 ・ 二十分位が賃金の低いところかと思いますので、これが最低賃金に張り付いているというのが、わからなくもないんですけど、1 番下の平均値を見ると平成 5 年から 6 年は 120 円ほど上がっているんですけど 6 年から 7 年は賃金自体が上がってないということなんですかね。

平均値がマイナスになっているという感じなんですかね。見方としては。

【中村室長】

お答えさせていただきます。

この数字で言うと、下山会長がおっしゃったとおり同じように疑問を抱くところではあるのですが見方としてはそのようになってしまいます。

【下山部会長】

そうですね。ちょっと令和 6 年が上がり過ぎのような感じがしますけれども。

なるほど。そういうことですね。わかりました。ありがとうございます。

ちょっと令和 6 年がかなり上がっている感じですね。

これでもサンプル調査なので、必ずしも毎年のデータが整合的ではないと思いますけれども。

他にご質問ございますか。

はい。お願ひします。

【坪田副部会長代理】

すみません、資料 4 ですけれども、集計の対象がまた違うと思うのでなかなか分析しにくいくと思うのですけれども 2024 年の奈良市の世帯収入というのが順位が 5 番なんですが、県民所得

が 44 番目ってすごく下の方になっているんですが、これはこんなにも違いがあるのかなというのが何故か、わかればありがたいです。

【下山部会長】

多分、私が答えた方がいいと思います。

私が答えさせていただきます。

県民所得は基本的には GDP の方から計算しますので、企業側の所得を含めた部分の所得になります。一方、勤労者世帯実収入はですね、労働者側の所得ですので大阪等他県を含めた収入となってきます。県民所得は、いわゆる労働者自身が稼いでいる金額と県内全体で稼げている企業を含めた金額の平均値となってしまいますので、大きい企業が少ないという裏返しです。

すみません、いいですかね。

【中村室長】

補足で説明させていただきますと、勤労者所得というのは労働者の所得となりますけれども、県民所得というのは今、下山部会長からご説明いただきましたとおり、労働者の収入と企業の収益とあと財政収益。この 3 つですので、県民所得はイメージ的に労働者の 1 人当たりの稼いでいる金額ということになるのですけれども、実際にはそうではなく、企業の収益を含んだ金額ということで奈良県は低くなっている状況です。

【坪田副部会長代理】

そうしたらですね、奈良は労働的な感じというちょっと下回るけれども、企業を入れると結構増えるというそゆう・・・。

【下山部会長】

逆です。

【坪田副部会長代理】

逆ですか？

【下山部会長】

労働者は稼いでるけれども、企業が稼げてない。

【上村委員】

確認ですがこれは今、下山部会長がおっしゃられたように大阪・京都から稼いで奈良に持つ

て帰ってくる、俗に言う外資導入という部分のウエイトがかなり大きいと思いますので、私が議論するべきは、奈良の企業さんが払っている金額をというところがメインになってくるかなと思います。

そういう意味では、どこの金額を資料で見たら一番いいのかなというのを奈良の企業さんが払った金額、毎勤みみたいな金額が適切ではないかと思っております。

第4表といつてもランク毎に集約しているだけですので、素人ですけれども、そう感じているところでございますので、もし何かありましたらご指摘していただけましたらというふうに思います。

それとともに参考資料の1で消費者物価指数（食料関係）の上昇率の表が出てきまして、昨年度、下山委員も御記憶があると思いますが、頻繁に購入されるという、私も長いことしておりますけれども初めて出てきた項目でかなり議論が盛り上がった記憶があるかと思いますが、今年はそのあたりの推移についてはどこかに表を付けていただいているのに、私が見つけられないのであれば、教えていただきたいですし、昨年度あれだけ議論になった項目ですので今年の増減について示していただいた方がいいかなと。

そして、付けていただいている資料がさらにあまり見たことないような去年は無かった資料が、ここにポコッと紛れ込んでいますので、そのあたりのところも含めて教えていただけたらと思っているところでございます。

【中村室長】

ご説明させていただきます。

今、上村委員からご質問がありましたのは、参考資料1というラベルの付いている「消費者物価指数（食料関係）の対前年上昇率の推移」のところに関するものですね。

【上村委員】

そうでございます。

【中村室長】

昨年、皆様ご記憶ございますかと思いますけれども、昨年突如として「頻繁に購入する品目」というところの物価上昇率というこちらのものが出てきたわけですけれども、今年度はこちらの今、お配りした資料の中にはこの資料は付けさせていただいておりません。

ただ、目安小委員会の資料の一部にそれが入っておりまして、その数値だけご説明させていただきますと、今年度令和24年10月から令和25年6月までの9か月の平均値としましては、4.2という数字になっております。

参考に昨年のこの数値は、5.4という数値でございました。

今年度、この取り扱いというのは中貸の議論の中での話でありますけれども、この「頻繁に購入する品目」は昨年は着目されていたのですけれども、その中で今年度特に今、話題になっています「米」の価格が急騰しておりますけれども、これが入っていない。

「頻繁に購入する品目」は年間に 15 回以上の購入品目が対象となっておりますので、そういった理由から今年度はそれと違った米も含めた、先ほど上村委員の方から説明がありました参考 1 のところに付いているのは、穀類というのも入っております。

そういった意味で、生活に直結するような物価上昇率という意味合いで今年度、これが付いているものだというふうに考えております。

【上村委員】

ありがとうございます。

今、参考 1 の表を見ておりましたら、穀類の金額は、最近のあれを受けまして高い数字が出てますけれども、その 1 番左肩を見ておりますとウエイトを見ると全体に対するウエイトが 214 ということで 1 万分の 214 のところだけを拾い出せば、21.6% であって 1 番よく使われる生鮮食品を除く食料または持家の帰属家賃を除く総合を見ますと、こういう数字に落ち着いていると当然、労働者と言えども穀類だけを食べて生きているわけではないということで、その他の物価の低減も踏まえてこのような統計数値となって落ち着いているという理解で問題ないでしょうか。

【中村室長】

お答えさせていただきます。

この見方としては、おっしゃるように穀類だけを主に米への影響が多いと思うのですが、2024 年 10 月から 2025 年 6 月までの平均値として 21.6%、そして穀類を含めました食料品全体でいいとすると 6.4%、ないし生鮮食品を除く食料でいきますと 5.8% という数字になるということです。

【上村委員】

ありがとうございました。

頻繁に購入するという額は今年は 4.2 で昨年は 5.4 ということで 1.2% 下がっているということでございますので、もし何か我々に出してもいいようなデータでそのあたりの時系列の動きとかですね、この専門部会委員で共有できるような資料がございましたら、いただけると幸いかなと思っております。

どうもありがとうございました。

【中村室長】

今、ご要望のありました今年度の頻繁に購入する品目のところの統計資料はございますので、次回、第2回専門部会で添付させていただきます。

【上村委員】

お願いします。

【下山部会長】

大分、議論になってきました。

質問ですけれども、逆に今の意見で労働者側、何かコメントありますか。

なければ別に、今は議論ではないので。

【河本委員】

はい。数字の資料の中身については皆さんの質疑で、理解が大分進んだかと思います。

それぞれの数値をどのように評価するかというのは、正にこれから議論かなと思いますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひいたします。

【下山部会長】

ありがとうございました。

他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

(意見がないことを確認)

はい。では、次の議題に移らせていただきます。

議題「その他」でございますが、事務局から何かございますか。

【中村室長】

事務局の方からは、特にございません。

【下山部会長】

はい。ありがとうございます。

これで終わるのですけど、私の方から全体に対して皆さんに確認です。

次回が8月1日ですけれども、ここではもう中央、中央は今日の午後でしたっけ？

【中村室長】

本日 3 時から、第 4 回目の目安小委員会が行われます。

ただ、見通しとしましてはそこの時点で、目安が出るかどうかはちょっとわからないことで、第 5 回の目安小委員会で目安が示される可能性も高いというふうに聞いております。

ただ、第 5 回につきましては、いつ開催されるかは、現時点ではまだ発表されておりませんが、明日・明後日に発表され、開催されるのであれば、次回 8 月 1 日金曜日の 15 時からの第 2 回専門部会では目安をお伝えすることは可能かというふうに考えております。

【下山部会長】

はい。ありがとうございます。

ここ 2 年間、なかなか長丁場していますけれども、2 日後ぐらいには出てたと思いますのでもし万が一、8 月 1 日を超える場合はですね、ちょっとまたその時、別途議論しなければいけないところが皆さんあると思います。

私ともども。いわゆる最低賃金の金額の評価はできないけれども、お互いの現状を確認等。

あとは中央でも話題になっております地域間格差のことに関してどの程度許容できるのか、ないしは課題の意識を持っているのかというレベルでの共有。金額での話ではなくてね、という話になる恐れもあります。

まあ、ほぼ大丈夫だと思いますけれども。中央次第ということですので、すみませんがその点はですね、よく状況を見ていただいたらと思います。

ただまあ、出てることを期待しながら。

これで本日の専門部会を終了いたします。

次回の第 2 回奈良県最低賃金専門部会は、8 月 1 日（金）15 時からになっていますけれども、これは本審が終わったらということですか。

【中村室長】

第 2 回の前には本審は・・・

【下山部会長】

第 2 回じゃない、第 3 回ですよね。

失礼しました。

お手数をおかけしますけれどもお願いします。場所はここです。

はい、以上でございます。

みなさん、ありがとうございました。